

令和8年第1回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和8年1月6日 開会

令和8年1月6日 閉会

## 令和8年第1回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和8年1月6日（火）午後3時30分
- 場 所 山武市役所 大会議室
- 招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
- 議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - (4) 農業振興地域整備計画（令和7年度第2回目）の変更に伴う意見について
  - (5) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
  - (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（13名）

欠席委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

---

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画（令和7年度第2回目）の変更に伴う意見について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和8年1月6日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

---

◎開会

**議長**

これから令和8年第1回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

**議長**

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号3番高野委員及び議席番号6番古川委員を指名いたします。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長

報告事項が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

なお、委員の説明、報告等の御発言につきましては着席のままお願いいたします。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1の報告を川津推進委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津です。

申請番号1について説明いたします。

売買による所有権の移転です。

この土地は数十年前から譲受人が譲渡人から借りていて、一部、農機具保管用の農業用倉庫が建っていました。売買後は農業用倉庫についてはそのまま使用し、空いているところで梅や柿の木を植えて、農地として生かしていくという計画だそうです。

地元としては問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号10番の布施でございます。  
ただいま川津推進委員の御説明のとおりでございまして、  
私も現地確認を行いまして、問題ないと見てまいりました。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しない  
ため、許可要件の全てを満たしております。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない  
方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号2の報告を川津推進委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津です。  
申請番号2について御説明いたします。  
売買による所有権の移転です。  
譲渡人は耕作できないため、譲受人は経営規模拡大という  
ことで、今回の申請に至りました。  
現地を確認したところ、きれいに管理されておりまして、  
今後、隣の所有地と合わせて、落花生などを作付けていく予  
定とのことでした。  
地元としても特に問題はございません。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員

議席番号10番布施でございます。

ただいまの川津推進委員の御説明のとおりでございます。私も現地確認を行いました。問題ないと見てまいりました。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

申請番号3について説明いたします。

これは贈与による所有権の移転です。先月に続き、親子間での経営移譲の申請です。

先月も申し上げましたが、譲渡人はJA園芸部活動を通し、私も若い時期からよく存じ上げております。現在でも地域の農業経営の中心的な存在であります。

水稻、ネギ、ニラの栽培をしております。

現在78歳で御高齢になり、経営を少しずつ娘夫婦に移譲したいとの意向で、前回に続き、2回目の贈与による所有権移転の申請となりました。

地元としては何ら問題ございません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

申請番号4について説明いたします。

これは賃貸借権の設定です。

譲受人については、先月も申請があり、お話ししましたが、私もよく知っております。譲受人はニラのハウス栽培で終年出荷をしております。私と同じ組合に所属していますので、年間300日、顔を合わせております。

前回、12月の申請では前経営者からの賃貸借権の申請でありましたが、今回は譲受人のハウスに隣接するハウス5棟分の申請となり、譲渡人は、農業は現在やっておりません。前経営者に貸してあったハウスを、そっくり今回譲受人に借りてもらいたいとのことで、今回の合意申請となりました。

地元としては何ら問題ございません。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。  
ただいま櫻田推進委員が説明したとおりでありまして、何ら問題はありません。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号5の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。  
申請番号5について説明いたします。  
売買による所有権の移転です。  
譲受人は申請地のすぐ隣の水田を耕作しておりまして、今回、申請地を購入し、規模を拡大したいということで、申請に至りました。  
現地確認をしてきましたが、きれいな状態でしたので、地元としても何ら問題はないと思います。  
御審議のほど、よろしく願います。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。  
ただいま今宮推進委員が説明したとおりでありまして、何ら問題はありません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号6、7及び8は関連する案件でございます。  
お諮りいたします。申請番号6、7及び8を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号6、7及び8は一括審議といたします。  
申請番号6、7及び8の報告を今宮推進委員に求めます。

今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。  
申請番号6から8について説明いたします。  
いずれも売買による所有権の移転です。  
いずれの譲受人も、ふだんから家族でネギを作っており、隣接地の畑で利便性もよく、申請地でもネギを作付けしていくとのことです。  
いずれも現地はきれいに管理されてきました。全く問題はないと思います。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。  
ただいま今宮推進委員が説明したとおりでありまして、何ら問題はございません。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
どうぞよろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号6、7及び8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号9の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
申請番号9について説明いたします。  
売買による所有権の移転です。  
譲受人につきましては経営規模の拡大のため、譲渡人は遠方に住んでおり、管理がし切れないということで話がまとまったということになっております。  
現地についても、きれいに管理してありました。  
地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほど、よろしく願います。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。  
ただいま伊藤推進委員が説明したとおりでありまして、何ら問題はございません。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しない

ため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号10の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
申請番号10について説明いたします。  
こちらは贈与による所有権の移転です。  
譲受人は申請地の隣の田んぼを耕作しており、隣接地を取得したいため、譲渡人については申請9と同様、遠方に住んでおり、管理ができないということです。  
こちらについても現地を確認してまいりましたが、きれいに管理されておりました。  
地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほど、よろしく願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。  
ただいま伊藤推進委員が説明したとおりでありまして、何ら問題はございません。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いをいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号10を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号11の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。  
ナンバー11について説明します。  
これは所有権移転売買です。  
譲渡人は相続して得た農地を管理できないため売りたいと、譲受人は新規就農です。  
昨年、現地で譲受人に何点か聞き取り調査を行いました。  
千葉に住まいがあり配送業に勤務していると。  
機械が十分確保されているかということについては、ショベル1本でできるとのこと、次に、作業場については千葉の自宅へ運んで作業すると。3として、労働力ということとは、1人でやりますと。4、技術ありますかということ聞きましたら、今まで畑の農業経験はなく、ベランダと部屋で多種類栽培しているということでした。  
また、将来の農業経営について聞きましたら、シェアハウスをつくりたいなどと、あまり農業への意欲が感じられませんでした。  
これらのことから、農地法第3条第2項第1号に該当すると思われ、全ての農地を効率的に耕作することは困難ではないかと考えられます。  
審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号4番小川委員に求めます。

小川（敏）委員 議席番号4番、隣接委員の小川です。  
ただいま佐瀬推進委員の御説明のとおりでございます。  
機械も含め、営農経営の見直しが必要かと思っておりますので、  
地元の意見を尊重したいと思っております。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号11を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 挙手はありません。本件は不許可にすることに決定いたしました。  
申請番号12の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。  
ナンバー12について説明します。  
これは賃貸借権の設定です。  
譲渡人は高齢のため管理ができなくなり、貸したいとのこと  
です。譲受人は規模拡大のためです。数年前に会社を定年、  
新規就農し、昨年は農業経営改善計画に認定されており、J  
Aにトマトなどを出荷しています。今後は、この畑でネギを  
栽培していく予定です。  
問題はないかと思っております。  
説明は以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。  
ただいま佐瀬推進委員の説明したとおりでございます。何  
ら問題はないものと思われまます。

権利者については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号12を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号13の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 ナンバー13について、説明させていただきます。  
まず、譲渡人については、相続で取得しましたが、耕作する予定や意思が全くありません。また、譲受人に関しては、長年、農業委員として活躍されており、自分の自宅も申請地に非常に近いということで、取得ということになりました。  
よろしく願いします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。  
ただいま山下推進委員の説明したとおりでございます。何ら問題はないものと思われまます。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号13を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号14の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員

地元推進委員の山下です。

ナンバー14、譲渡人は高齢で、数年前からこの畑をどうにかしたいと相談を受けておりました。今回、譲受人が引き受けてくださいました。

両名に関して親戚関係などはありません。また、この件に関しては、地元として全く問題がございません。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員

権利者につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議よろしく申し上げます。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号14を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号15の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。  
申請番号15について説明いたします。  
賃貸借権、期間5年の設定です。  
譲受人は自分の耕作地に近いため、譲渡人は高齢であり、農業経営ができないためです。  
先日、申請人立会いの下、現地に確認に行きました。譲受人は以前、申請地を借りていて、畑をきれいに管理されていきましたので、地元としては、何ら問題ないかと思っておりますので、御審議よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号16番林委員に求めます。

林委員 議席番号16番の林です。  
ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いました。問題ないと見てまいりました。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号15を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
番号16及び17は議席番号16番林和委員の関連案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。これにより、林委員は退席願います。

(林委員 退室)

議長

再開いたします。

申請番号16及び17は関連する案件でございます。お諮りいたします。申請番号16及び17を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号16及び17は一括審議いたします。

申請番号16及び17の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号、申請番号16と17を一括説明いたします。

贈与による所有権移転の申請です。

譲受人は隣接であり、利便性がよくなるため、譲渡人は隣接であり、利便性がよくなるため。

先日、申請地を確認してきました。申請人の先代2人が農地を取得し、2筆に分筆登記しましたが、地番が入れ違って登記していたことが後に判明、このままだと将来問題が生ずると思い、この申請になりました。お互いに利便性がよくなれば、地元としても何ら問題ないかと思えます。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を、議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員

4番小川です。

ただいま伊藤推進委員の説明したとおりでございます。何ら問題はないものと思われま。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号16及び17を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
林委員の案件は終わりましたので、同委員は入室願います。

(林委員 入室)

議長 申請番号18の報告を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。  
申請番号18について御説明いたします。  
この案件は使用貸借権の案件です。  
当農地は譲受人の農地の隣接地であり、現在耕作していません。雑草がすごいため、譲受人が耕作し、管理を行うとのことです。  
現地を確認しに行きましたところ、草刈りをして、きれいに管理をされておりましたので、地元としても特に問題はありません。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を、議席番号16番林委員に求めます。

林委員 議席番号16番の林です。  
ただいま高橋推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いました。問題ないことを見てまいりました。  
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしております。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号18を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

---

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

なお、議案は47ページ及び48ページですが、資料は66ページからですので、御了解願います。

申請番号1及び2は同一事業ですので、一括審議といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

議案第2号、申請番号1及び2について説明いたします。

こちらは第2種農地への太陽光発電設備を目的とした申請です。

先日、現地を確認してきました。譲渡人は営農しておらず、土地の管理に苦慮しており、譲受人に太陽光発電施設での土地の活用について相談を持ちかけたところ、譲受人が購入し、太陽光発電事業を行うことで話がまとまり、申請に至ったそうです。

隣接農地の所有者との同意も得られており、地元としても問題ないかと思われまます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 3番高野です。  
先日、現地確認をしてきました。  
議案第2号、申請1及び2についてですが、内容は先ほど高橋推進委員が説明したとおりです。  
本件は第2種農地への太陽光発電の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺土地の影響等において問題ないと思われれます。したがって許可相当と思われれますので、よろしく御審議お願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号1及び2を許可相当として、意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。  
議案第2号、申請番号3について説明をいたします。  
こちらは第1種農地への作業所及び駐車場を目的とした転用を伴う所有権移転の申請です。  
先日、現地を確認してまいりました。126号に接する土地で、道路から1から1.5メートル低い場所、いわゆる日陰の

場所になります。したがいまして、土盛りが必要になるかと思われま

す。譲受人は市外に本社を置くフォークリフトの販売、リース、整備を行う法人です。顧客の増加に伴い、事業用地が不足していることから、フォークリフト出荷前の点検整備の作業所用地を既存施設周辺で検討したものの、なかなか見つからず、販売店から少し離れた場所ですが、今回の申請地でどうか話がまとまったということでございます。

譲渡人は高齢であり、後継者もおりません。隣接農地所有者の同意も得られていることから、地元としても問題はないかと思われま

す。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を上山委員に求めます。

上山委員

議席番号5番上山です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第2号、申請番号3についてですが、内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりです。  
本件は第1種農地への作業場及び駐車場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、流通業務施設、休憩所、ドライブイン等、給油所や、それらの類似施設で一般国道や県道の沿道の区域に設置されるものは許可し得るとい

議長

う例外規定に該当しますので、許可相当と思われま

す。  
(質疑なし)

議長

現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。  
質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を布施推進委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。  
第2号議案の4番について説明させていただきます。  
譲渡人は高齢のため、管理ができなく苦慮していきまして、譲受人は建売住宅1棟の建設です。双方合意の申請になります。  
第2種農地への転用を伴う所有権の移転です。  
先日、現地を確認してまいりました。宅地に囲まれており、まとまった農地の広がりがなく、近隣農地所有者への同意も得られており、地元としても特に問題ないと思われまます。  
どうぞよろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番上山です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第2号、申請番号4についてですが、内容は先ほど布施推進委員が説明したとおりです。  
本件は第2種農地への建売住宅建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。  
以上です。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。  
申請番号5の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。  
議案第2号、申請番号5について説明いたします。  
こちらは第2種農地への太陽光発電施設設置を目的とした申請です。  
先日、現地を確認してきました。譲渡人は農地を相続したものの営農はしておりません。土地の管理に苦慮しており、譲受人に土地の活用について相談を持ちかけたところ、譲受人が購入し、太陽光発電事業を行うことで話がまとまり、申請に至りました。  
隣接農地所有者の同意も得られており、地元としても問題はないかと思われまます。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 高野です。  
先日、現地見学をしてきました。  
議案第2号、申請番号5についてですが、内容は先ほど山下推進委員が説明したとおりです。  
本件は第2種農地への太陽光発電の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと

思われます。したがって、許可相当と思われしますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号5を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

なお、議案は64ページ及び65ページですが、資料は49ページからですので、御了解願います。

申請番号1から5は関連する案件でございます。お諮りいたします。本議案を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。本議案は、一括して審議いたします。

申請番号1から5の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の報告を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。  
議案第3号、申請番号1から5について説明いたします。

本申請は、令和6年11月1日付で許可を受けた一時転用の変更申請です。

譲受人は現地使用している天然ガス生産井の代替井の掘削をするための掘削工事の作業を行っており、申請地をその作業用地として使用しておりますが、他の工事で予期せぬトラブルが発生し、工事が終わらなくなってしまったとのことです。工期を6か月延長する必要があるため、変更申請に至ったものです。

隣接農地の所有者及び耕作者から事業計画について同意が得られていることで、地元として何ら問題ないかと思われません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

状況の報告が終わりました。  
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員

高野です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第3号、申請番号1から5についてですが、内容は先ほど高橋推進委員が説明したとおりです。  
本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書き及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われまますので、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
本件は許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第4号

議長

総会資料98ページ、日程第7、議案第4号、農業振興地域整備計画（令和7年度第2回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。

重要変更の案件番号1を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第4号、番号1、所有権移転について説明いたします。

先日、現地確認をまいりました。

譲受人は天然ガス生産を行っています。算出した天然ガスは地下に埋設したパイプラインで輸送していますが、木原地区では、このパイプラインがJR総武本線沿いに敷設されており、レールから漏れ出る電気の影響で腐食しやすくなっているそうです。特に申請地はレールからの電気の影響を受けやすい環境であることから、影響を改善するため最適な場所であることです。

隣接農地は現在耕作しておらず、周辺農地の影響もそれほどない場所ですし、地元としては何ら問題ないと思います。

審議、よろしく申し上げます。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員

高野です。先日、現地を確認してきました。

議案第4号、案件番号1についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりです。

代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま。したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の

許可の見込みがあると思われますので、よろしくお願ひします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。案件番号1については許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。  
重要変更の案件番号2を審議いたします。  
事業等の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 地元推進委員の山下です。  
先日、現地確認をしてまいりました。  
申請地は、現在、登記地目も非農地になっており、周りが山林に囲まれていて、開発されたミニ分譲地が散見される場所であり、周辺農地への影響もそれほどない場所です。  
また、先ほどの分譲地に日当たりが確保され、地元としても何ら問題ないと思われます。  
御審議のほう、よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員 高野です。  
先日、現地確認してきました。

議案第4号、案件番号2について、内容は先ほど山下推進委員が説明したとおりです。

本件は登記地目が非農地であること及び現状も農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。

よろしく申し上げます。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。案件番号2については、農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。  
重要変更の案件番号3を審議いたします。  
事業等の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。  
番号3について説明いたします。  
これは賃貸借権の設定、太陽光発電設備用地です。  
先日、現地確認してまいりました。  
申請地は、現在、登記地目も非農地、山林になっており、周辺農地への影響もそれほどない場所で、所有者ももともと相続で引き継いだ土地であり、管理に困っていたそうです。何ら問題はないと思われれます。  
以上です。

**議長** 状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員

高野です。

先日、現地確認をしてきました。

議案第4号、案件番号3につきまして、内容は先ほど佐瀬推進委員が説明したとおりです。

本件は登記地目が非農地であること及び現状も農地でないことから、農地法の適用外と考えられますので、よろしくお願ひします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号3については農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

重要変更案件番号4を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第4号、番号4について説明いたします。

先日、現地確認してまいりまして、この土地は何年か前に、法務局から地目照会があった土地になります。その際、アスファルトのがらによる埋立てが行われていて、これはもうどうしようもない土地だということで、農地ではありませんと回答した土地であります。

また、申請地は現在、登記地目も非農地となっており、周辺農地への影響はそれほどでもない場所ですので、地元としては問題ありませんので、どうぞよろしく検討のほどお願いします。

**議長** 状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を上山委員に求めます。

**上山委員** 議席番号5番上山です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第4号、案件番号4についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりです。  
本件は登記地目が非農地であること及び現況も農地ではないことから、農地法の適用対象外と考えられます。  
よろしくお願いします。

**議長** 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。  
採決いたします。案件番号4については農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は農地法の適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。  
重要変更の案件番号5を審議いたします。  
事業等の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

**議長** 概要の説明が終わりました。  
状況の説明を小野崎推進委員に求めます。

**小野崎推進委員** 私は隣接地区の推進委員の小野崎です。

本日、現地確認してまいりました。

申請地は、現在、登記地目も非農地となっております、宅地進入路となっております。

周辺農地への影響もほとんどない状況ですので、地元としても何ら問題ないと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を上山委員に求めます。

上山委員

議席番号5番上山です。

先日、現地を確認してきました。

議案第4号、案件番号5についてですが、内容は先ほど小野崎推進委員が説明したとおりです。

本件は登記地目が非農地であること及び現況も農地ではないことから、農地法の適用対象外と考えられます。

よろしく申し上げます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号5については農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

重要変更、案件番号6及び7は同一事業でございます。よって、案件番号6及び7は一括して審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を小川推進委員に求めます。

**小川推進委員**

地区担当推進委員の小川です。

番号6及び7、一括して説明させていただきます。

先日、現地確認してまいりました。

申請者は松尾町広根に事業所がありますが、手狭であるため、新たに資材置場、倉庫及び宿舍の用地を探したところ、申請地が候補地になったところではあります。

所有者も高齢であり、後継者もないとのことではあります。

しかしながら、申請地は大きく広がりを持った農地に囲まれており、ここに資材置場や倉庫や宿舍をつくることは周辺農地への影響も大きいと思われ、地元としては問題と思われはあります。

以上です。どうか御審議よろしくお願ひいたします。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を上山委員に求めます。

**上山委員**

議席番号5番上山です。

先日、現地を確認してきました。

議案第4号、案件番号6及び7についてですが、内容は先ほど小川推進委員が説明したとおりです。

第1種農地の転用は原則不許可であり、今回の資材置場、倉庫及び宿舍は許可の例外に該当しません。したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項に該当するため、許可見込みは低いと思われはあります。

以上です。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませぬか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号6及び7は許可見込みが低いとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可の見込みが低いとして意見を付すことに決定いたしました。

重要変更の案件番号8を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号8について説明します。

先日、現地確認してまいりました。申請地は現在、登記地目も非農地、山林になっており、周辺農地への影響もそれほどない場所で、何ら問題はないと思われま

す。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を高野委員に求めます。

高野委員

高野です。

先日、現地を確認してきました。

議案第4号の案件番号8につきましては、内容は先ほど佐瀬委員が説明したとおりです。

本件は登録地目が非農地であること及び現状も農地でないことから、農地法の適用外と考えられますので、よろしくお願

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号8については農地法の適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

続きまして、軽微変更の案件番号9を審議いたします。  
事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。  
状況の説明を小川推進委員に求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。  
番号9を説明させていただきます。  
先日、現地を確認してきました。  
事業者は養豚業を育てており、へい獣処理のための一時的な冷凍庫を保管所として設ける必要が生じたため、既存施設に隣接する申請地にコンテナ冷凍庫を設置したいとのことです。

周辺農地への影響という観点からも最小限に抑えられた計画であると思われます。

地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を上山委員に求めます。

上山委員

議席番号5番上山です。  
先日、現地を確認してきました。  
議案第4号、案件番号9についてですが、内容は先ほど小川推進委員が説明したとおりです。  
農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みはあると思われます。  
以上です。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。案件番号9については許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

軽微変更の案件番号10を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

#### (事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村です。

先日、現場を見てきましたけれども、事業者は結構大きく水稻の栽培をできてまして、また玄米も結構取引先は多く、現在の場所では精米も追いつかなく、また、倉庫を建ててやりたいと。事業の拡大もありますので、そういう倉庫の、現状の倉庫の近くにもう1棟建てたいということでもあります。

また、周辺への影響もそんなにないと思われまして、大丈夫かなと思われまして、お願いしたいと思っております。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を上山委員に求めます。

上山委員

議席番号5番上山です。

先日、現地を確認してきました。

議案第4号、案件番号10についてですが、内容は先ほど戸村推進委員が説明したとおりです。

農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項ただし

書に該当するため、転用の許可見込みはあると思われます。  
お願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
採決いたします。案件番号10については許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

事務局 総会資料172ページからを御覧ください。  
今回の農用地利用集積等促進計画の一括契約は10件です。申請番号8及び9が貸借期間5年、その他8件が貸借期間10年で、いずれも農地中間管理機構を通した三者一括の貸借契約となります。  
また、貸借権の設定を受けるものの、農業経営の状況は179ページから189ページのとおりです。  
その他、詳細については資料を御覧ください。  
説明は以上です。

議長 議案の説明が終わりました。  
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見がありませんので採決いたします。本議案を意見な

しとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は、一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。  
番号ごとに推進委員の報告を求めます。  
番号1の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 番号1について説明します。  
新規です。営農類型はその他で、野菜苗、花苗等を施設で栽培しておられます。  
御本人と奥さん、またせがれさんが一生懸命働いて、地域の消防等の活動に中核として頑張っておられます。  
よろしくお願ひします。

議長 番号2の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員 地区担当推進委員の加瀬です。  
2番について御説明いたします。  
こちらは法人で新規の申請です。  
八田地区で行われます基盤整備事業の主要な担い手として、

大規模に水田を耕作する予定でございます。  
地区とすれば全く問題ございません。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長** 番号3の報告を櫻田推進委員に求めます。

**櫻田推進委員** 地区担当推進委員の櫻田です。  
こちらは更新の申請となります。  
現在、父と子2名で法人化して稲作経営を行っております。  
合鴨農法によって農薬を使わないで有機農法を取り入れて、  
最近まで頑張ってやっておりましたが、コロナ禍で合鴨の雛  
自体がコロナにかかってしまって、供給が不可能になってし  
まったということで、やむなくこれを諦めまして、以前より  
少しずつ栽培を増やしておりました古代米にかじを切り替え  
て、現在、毎年少しずつ経営規模を伸ばしています。もちろ  
ん普通のお米も作っております。  
10年ぐらい前に株式会社化しました。経営規模と所得の向  
上に努力していきたいということを伺いました。  
常に高付加価値の農業経営を目指していきたいとの強い志  
があるのをうかがえました。頑張っていると思います。  
御審議のほど、よろしく願いします。

**議長** 番号4の報告を川津推進委員に求めます。

**川津推進委員** 地区担当推進委員の川津です。  
更新の申請です。  
本人と母2名で観光イチゴ園をやられております。  
今後も施設整備などを行っていき、安定したイチゴの経営  
を行っていきたいということです。  
全く問題がございませんので、御審議のほど、よろしくお  
願いいたします。

**議長** 番号5の報告を戸村推進委員に求めます。

**戸村推進委員** 地区担当推進委員の戸村です。  
今回、これは新規の申請であります。

本人は上横地地区でネギとミニトマトをやりたいということで、意欲のほうは大分あるみたいです。

今後の計画としては、農業体験事業を始めたいということでもありますけれども、これはちょっとどうなるかなというのはあるんですけども、地元としても、そういった意欲のある方を歓迎したいと思いますので、問題ないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

**議長** 次に、番号6の報告を高橋推進委員に求めます。

**高橋推進委員** 地区担当推進委員の高橋です。

更新の申請です。

本人と妻2名で、森地区において水稲と露地野菜の複合経営を行っております。

数少ない農業者でありますので、何ら問題ないと思われません。

**議長** 番号7の報告を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。

番号7について説明いたします。

新規でニンジン、水稲を中心として、両親と娘4人で複合経営を行っています。今後は省力化機械の導入により、安定した経営を目指していくそうです。

よろしく願いいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。  
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

**議長** 御意見がありませんので、採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

---

◎その他

**議長**                    その他の件について、皆様からの御意見がございますでしょうか。

佐瀬推進委員、どうぞ。

**佐瀬推進委員**        実は今日、自分も3条の所有権移転の案件があったんですけども、今まで、昨年3月までだったら利用集積ということで、市が職権で登記もしてくれたり、税金の控除もあったわけですけども、それが昨年4月1日からなくなってしまって、本来は中間管理機構が行うという話だったんですけども、その後、全く予定がないようなんですけども、利用集積しろ、地域計画をつくれと言われる割には、出し手に対しては税の特別控除もないということで、このままでは利用集積も進まなくなってしまうんじゃないかと思うんですけども、その辺、現状どうなっているのか。事務局、分かる範囲でよろしいので、説明をお願いします。

**議長**                    事務局、お願いします。

**事務局**                    今、佐瀬委員からありました旧農業経営基盤強化促進法に代わる農地中間管理機構の売買事業については、事業内容がこれまで全く示されていませんでしたが、ついこの間、ようやく中間管理機構と千葉県の間で調整がつき、売買事業について、これから進めていくということで、1月の下旬に説明会、市町村の農政課と農業委員会事務局を対象とした説明会、その売買事業についての説明会が開かれるということなので、佐瀬委員が気にされている売買事業については、今後、開始に向かって動きがあると思いますので、スケジュールや事業内容など分かり次第、御説明させていただければと思います。

以上です。

**佐瀬推進委員**        やるということですか。

事務局

はい、やるということです。もともとやるということは決まっていたのですが、その事業内容については、今まで示されていなかったためこれといったお話ができていなかったのですが、今後説明会を開くということなので、これから動いていくという理解ではいます。まだこの場では詳細な説明はできないのですが、説明会で新しい情報が示されれば、この総会の場でご報告いたします。

それでよろしいですか。

佐瀬推進委員

では、少し待ってたほうが良いということですね。

事務局

そうですね。

議長

よろしいでしょうか。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

---

◎閉 会

議長

では、御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。